

## 災害に強い街づくりを進めています

### 木造建築物耐震助成(区内全域)

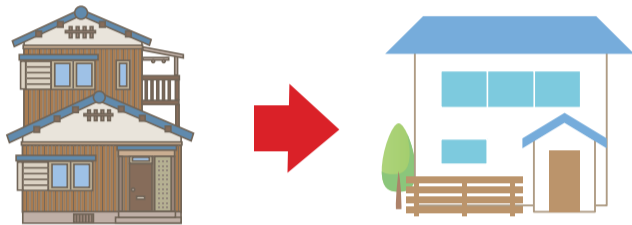
木造住宅の耐震診断士無料派遣の他、旧耐震基準の木造建築物(昭和56年5月以前に建築)については改修設計、耐震改修、建て替え・除却工事に要する費用の一部助成を行っています。

【助成限度額】

- ▶改修設計/20万円
- ▶改修工事/160万円
- ▶建て替え工事/160万円(不燃化特区\*内は200万円)
- ▶除却(解体)工事/50万円(不燃化特区\*内は100万円)

\*不燃化特区は右記「対象地域」参照。

【担当課】 建築課(区役所3階305番) ☎03-5654-8552・8553



区では、燃えにくく、耐震性のある住宅への建て替えを促進し、安全で安心な街づくりを推進するために、木造建築物耐震助成および不燃化特区内の木造住宅建て替え助成を行っています。助成条件や対象、申請方法など、詳しくは契約前に担当課へお問い合わせください。

### 不燃化特区内の木造住宅建て替え助成

震災時に大きな被害が想定されている密集市街地の中で、特に改善を図る必要がある地区を不燃化特区として指定し、木造住宅建て替え費用の一部助成を行っています。

【対象地域】

- ▶四つ木一・二丁目
- ▶東四つ木三・四丁目
- ▶東立石四丁目
- ▶堀切二丁目周辺および四丁目

【対象住宅】

木造または軽量鉄骨造で、木造は14年8カ月、木造モルタルは13年4カ月、軽量鉄骨造は18年以上経過している住宅

【助成限度額】

200万円(除却工事費+設計・工事監理費)

【固定資産税・都市計画税の減免】

木造住宅を準耐火以上の住宅に建て替えた場合、固定資産税・都市計画税が最大100%減免(5年間)になります。

【担当課】

都市計画課(区役所4階424番) ☎03-5654-8345

## 子育て講演会&養育家庭体験発表会

10・11月は東京都の里親月間、11月は児童虐待防止推進月間です。

感情的にならない子育てや養育家庭の日常について、お話を聞いてみませんか。

**日時** 11月8日(日)午後1～4時  
**会場** かつしかシンフォニーヒルズ別館  
 (立石6-33-1)

【定員】 70人

【保育】 1歳以上就学前のお子さん10人

【その他】 手話通訳あり

【申込方法】 電話またはファクス・メール(「子育て講演会」・代表者の氏名・電話番号、参加者の人数、保育希望の方はお子さんの住所・年月齢・人数、手話通訳希望の方はその旨を記入)で、11月2日(月)まで。

【申し込み・担当課】

子ども家庭支援課

☎03-3602-1247 FAX03-3602-1392

☐113000@city.katsushika.lg.jp



### 子育て講演会

子どもを健やかに育むために  
 ～感情的にならない子育て～



高祖常子氏

子どもと向き合っているとついイライラして怒鳴ったり、叩きたくなったりしてしまうことがあるかもしれません。

令和2年4月から法律で全国的に子どもへの体罰が禁止になりました。子どもを健やかに育む子育てをするために、どのようなことを心掛けたらいいのかが子育てアドバイザーの高祖常子氏がお話しします。

### 養育家庭(ほっとファミリー)体験発表会

養育家庭について知ってもらうために、東京都と共催で制度の紹介や養育家庭体験発表会を開催します。

里親さん、養育家庭での実子さんをお呼びする予定です。

#### 養育家庭(ほっとファミリー)とは?

さまざまな理由から家庭で暮らすことができない子どもを、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭のことです。学区や地域に養育家庭が増えることで、子どもたちが地域を離れずに生活できます。

## 年金生活者支援給付金の 新規対象になる方へ お知らせが送付されます

年金収入などが一定基準以下の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される給付金です。

今年度から新たに対象となる方に、日本年金機構からお知らせが10月中旬以降に送付されます。

既に支給されている方には、送付されません。支給要件を満たしていれば継続して受け取ることができます。

【対象】 令和元(2019)年の所得が減少した、または世帯構成の変更などにより、右表の支給要件を満たす方

【請求方法】

お知らせに同封の請求書(ハガキ型)に記入の上、お早めに日本年金機構へ返送してください。

令和2年4月2日以降に、世帯構成の変更などにより支給要件を満たすようになった方には、お知らせは送付されません。請求方法など、詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】

▶ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165(050で始まる電話の場合、☎03-6700-1165)

月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで)

第2土曜日/午前9時30分～午後4時

▶葛飾年金事務所 ☎03-3695-2181

【担当課】 国保年金課

受給している年金	支給要件	支給額(月額)
老齢基礎年金	次の全てに該当する方 ▶65歳以上 ▶世帯員全員の住民税が非課税 ▶前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下	5,030円(※1)
障害基礎年金	前年の所得額が「4,621,000円+扶養親族の数×38万円(※2)」以下	2級 5,030円 1級 6,288円
遺族基礎年金		5,030円(※3)

※1 保険料納付済み期間、免除期間、前年の年金収入とその他の所得の合計に応じて支給額が変わります。

※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の方、または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16～18歳の扶養親族の場合は63万円

※3 2人以上の子どもが遺族基礎年金を受給している場合、5,030円を子どもの数で割った金額が、それぞれの子どもに支給されます。